

旬の食メニュー開発!

ぬきた
**貫田シエフを
招いて**

奥尻島地域再生プロジェクト推進協議会では「奥尻島観光客倍增プロジェクト」・「自然・食がもてなす奥尻観光」の一つとして、本年度も「奥尻島四季・旬の食メニュー開発事業」を展開しています。

6月17日には、元ホテルクラビサッポロ料理長で、現在は、フードディレクター（食に関する事業の指導・演出）として活躍しているシエフ



▶メニュー、調理法など説明



▲貫田氏による講演会

フ「貫田桂一」氏を招き、奥尻町海洋研修センターの調理実習室で、島の食材を活かした料理教室が開かれました。旅館組合、調理師会等の会員や各関係団体の方たちが参加し、「奥尻魚介と野菜のオードブル」「奥尻パエリア」「奥尻スイーツ」の調理法など、熱心に聞き入っていました。料理教室で完成した料理の試食会、懇談会、その後、多目的ホールでは、貫田氏による【奥尻食材でまちづくり】笑顔で客とツキを呼ぶ】の題目で「何よりも笑顔での接客が大事です」など談笑も交えながらの講演会でした。

プロフィール

●名前 貫田 桂一（ぬきたけいいち）

●生年月日 昭和35年8月27日生

●出身地 静岡県生まれ（札幌市在住）

●経歴

昭和55年 大阪・辻学園日本調理師専門学校卒業

昭和55年 札幌市内のホテル・レストランにて修行（19歳）

昭和55年 札幌市内のホテル・レストランにて修行（19歳）

平成4～19年 ホテルクラビサッポロ料理長（平成19年4月退職）（32～46歳）

平成19年10月 個人事務所「ヌキタ・オフィス」代表（47歳）

●活動

平成7年～ 北海道地域づくりアドバイザー

平成9～11年 日経レストランメニューグランプリ審査員

平成10年 ホクレン夢大賞・農業応援部門大賞受賞

平成17年 地域ブランドアドバイザー

平成18年～ 北海道食育コーディネーター

平成19年～ 北海道教育大学・特任教授委嘱

●著書

北の料理人（'00年道内年間ベストセラー）、北の料理人II '02年 晶文社

●出演等

全道 STVどさんこワイドレギュラー

全道 「貫田シエフの「当地名物つくりますよ」月1回

札幌市 駅弁「貫田シエフ・特製春のピクニック弁当」札幌駅で大ブレイク

全道 STVテレビ番組「D-アンビシャス」で「食の伝道師」として紹介など

全道

全道

全道

? ふるさと納税って?

「ふるさと納税」で住民税の寄附金控除が受けられます!!

「ふるさと納税」制度が盛り込まれた「地方税法等の一部を改正する法律」が平成20年4月30日に公布されました。この制度は、「ふるさと」を応援したいという納税者の方々の思いを実現するため、地方公共団体や日本赤十字社、共同募金会、社会福祉法人などに寄附した場合、個人住民税や所得税を一定限度まで控除する仕組みです。

◇制度の概要

- ・個人の方が、市区町村や都道府県に5千円を超える額の寄附をした場合、寄附金額から5千円を差し引いた額を所得税と住民税の合計額から、寄附金控除により一定の限度まで全額控除する制度です。
- ・寄附対象は、出身地に限らず、全国すべての市区町村・都道府県、北海道内に事務所を有する共同募金会、日本赤十字社が控除の対象となりますが、社会福祉法人等については、住所地の市区町村が条例で指定した団

体のみが対象となります。(奥尻町の場合は、社会福祉法人奥尻町社会福祉協議会と社会福祉法人奥尻福祉会を指定しています)。
この制度による控除を受けようとする場合には、住所地の所轄税務署に確定申告をする必要があります。



◇具体例

◎給与収入7百万円で夫婦子供2人のケース

- ・所得税の限界税率10%
- ・寄附金控除がなかった場合の住民税額 29万4千円 (均等割 4千円、所得割 29万円)

		適用下限額 (5,000円)		備考
市区町村・都道府県等に寄附	寄附金 40,000円	寄附金控除対象額 35,000円	所得税の軽減分 (3,500円)	寄附をした年に納めた所得税から控除又は還付
			住民税の特例控除分 (28,000円)	寄附をした年の翌年の住民税から控除
			住民税の基本控除分 (3,500円)	

- 【注意】 1. 住民税の特例控除分では、[寄附金控除対象額 × (90% - 所得税の限界税率)] で算出した額が、住民税所得割額から税額控除されます。(特例控除分の上限は、税額控除前の住民税所得割額の10%です。)
2. 住民税の基本控除分では、[寄附金控除対象額 × 10%] で算出した額が、住民税所得割額から税額控除されます。(基本控除分の上限は、[所得金額の合計の30% - 5千円]の10%です。)



◇お問い合わせ先

【奥尻町に対する寄附に関すること】

○奥尻町総務課管財係 電話 2-3401 FAX 2-3445

【「ふるさと納税」制度による住民税の寄附金控除に関すること】

○奥尻町住民課税務保険係 電話 2-3407 FAX 2-3904